

綾瀬市基地対策協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市基地対策協議会（以下「協議会」という。）に対し、補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助の対象は、協議会の運営及び委員の研修会等に係る経費とする。

(補助額)

第3条 補助額は、市長が予算の範囲内で定めるものとする。

(補助金の交付決定通知)

第4条 市長は、補助金の交付を決定したときは、綾瀬市基地対策協議会補助金（変更）交付決定通知書（第1号様式）により通知するものとする。

(変更等の承認)

第5条 規則第6条第1号及び第2号の規定による承認を受けようとする場合は、綾瀬市基地対策協議会補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）により変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載し、関係書類を添付し、市長に提出するものとする。

(実績報告)

第6条 規則第12条第1項の規定による実績報告の提出期日は、当該補助事業完了の日から起算して60日以内とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年7月2日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年度綾瀬市基地対策協議会補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日

綾瀬市基地対策協議会

会 長 殿

綾瀬市長 印

年 月 日付けで申請のあった 年度綾瀬市基地対策協議会補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条（第9条）の規定により、次のとおり決定した。

1 補助金額 円

2 補助条件

第2号様式（第5条関係）

年度綾瀬市基地対策協議会補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

綾瀬市長 殿

申請者 綾瀬市基地対策協議会
会 長

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市基地対策協議会補助金に係る事業等を次のとおり変更（中止・廃止）したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類